

登録教習機関の廃止の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する同法第49条に規定する届出があったので、同法第112条の2第2項第2号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項に基づき、下記のとおり公示する。

記

- 1 登録教習機関の名称 公益社団法人建設荷役車両安全技術協会
- 2 登録教習機関の住所 東京都千代田区神田神保町三丁目7番1号
- 3 代表者職氏名 会長 酒井 信介
- 4 技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地  
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会石川県支部  
石川県金沢市尾張町1丁目2番1号
- 5 行うことができる技能講習  
フォークリフト運転技能講習
- 6 廃止年月日 令和8年3月31日
- 7 登録番号 第112号

令和8年3月9日

石川労働局長

